

## 建設業者監督処分簿

### 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	岩本建設	代表者氏名	岩本 光哲
主たる営業所の所在地	名古屋市西区清里町430番地の3		
許可番号	愛知県知事許可（般-27）第103408号	許可を受けている建設業の種類	大、と

### 2. 処分に関する事項

処分年月日	平成30年3月23日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分(勧告)の内容(指示処分)			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分の内容			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、従業員に速やかに周知徹底すること。 (2) 事業所内、施工現場及び下請業者の労働環境における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。 (3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を引き続き遵守すること。 (4) 従業員に対する建設工事の安全施工に関する教育・指導の計画を作成し、継続的に実行すること。			
2 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
平成28年6月18日、三重県四日市市北山町地内の新名神高速道路四日市東工事現場の建設中の側道において、岩本光哲は、自己が雇用する労働者らをして足場解体作業場に向かわせるために同側道を徒歩で通行させるに当たり、同側道を走行する重機等との接触を避けるため、徒歩で移動する労働者のための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならなかったにもかかわらず、同側道に労働者が使用するための安全な通路を設けず、もって労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路等の保全に必要な措置その他労働者の生命等の保持のため必要な措置を講じなかったものである。 このことが、労働安全衛生法に違反し、四日市簡易裁判所より、罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定した。 これは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項 三重労働局からの通報			